三　(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人　富山県建築住宅センター
変更後	一般財団法人　富山県建築住宅センター

(2)　役員の氏名の変更

変更前	中粟島　康夫、川押田　眸、秦田　洋治、正徳、柴寺　哲、田嶋　聡、山酒井　英治、本井　隆、齋藤高田　光雄、弘志、寺西　正樹、
変更後	石山　敏雄、井波　隆、萩沢　明夫、金田　賢二

(3)　評価員の氏名の変更

変更前	滝川　博
変更後	—

(4)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市冬頭町八三七番二から同市上切町九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	山中部地方整備局及び同局高国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月七日

○近畿地方整備局告示第百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	石川　重美

(2)　変更年月日

平成二十五年五月二十一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４２号

三重県伊賀市四十九町2168番地の19　マルヘリーハイアットⅠ―103号、前住所三重県松阪市小舟江町６番地

債務者　一柳ひとみ

1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２７４号

神戸市中央区坂口通４丁目２番13号　ゼンコウビル５Ａ、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番11―604号

債務者　大照　秀二

1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７５号

神戸市灘区篠原中町２丁目１番12―512号、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番11―604号

債務者　大照　玲子

1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０７号

兵庫県三田市下内神515番地21

債務者　原　万里子

1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２号

兵庫県宝塚市中筋１丁目11番35号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目34番地２

債務者　小林　正之

1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１２号

兵庫県淡路市志筑3461番地　一ノ瀬アパート

債務者　池田　晴男

1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８４号

鳥取県米子市河岡619番地

債務者　白川　圭司

1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２６号

鳥取県米子市和田町3672番地

債務者　澤口　初代

1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部